

保護の手續、方法等に関する訓令

[最終改正 令和2.12.25 京都府警察本部訓令第25号]

(目的)

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条の規定による保護（以下「保護」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定による児童の一時保護、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第39条の規定による精神障害者の身柄の措置等を適正に行うため、その手續、方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(保護についての心構え)

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚して、保護を要すると認められる者を発見し、またはその届出をうけたときは、その者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当つては、誠意をもつてし個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

(保護の責任)

第3条 警察署長は、保護された者（以下「被保護者」という。）の保護及び保護室の維持管理について、全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の保護を主管する課長（以下「保護主任者」という。）は、警察署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し、関係機関への引継ぎ等被保護者の保護及び保護室の整備、備品の保管等保護室の維持管理に当たるものとする。

3 保護主任者が退庁したときその他不在の場合にその職務を代行する者として、警察署に代行保護主任者を置き、警察署長が適任と認める者及び当直長をもつて充てる。

(保護の着手等)

第4条 警察官は、警職法第3条第1項または酩酊者規制法第3条第1項の規定により保護を要する者を発見した場合または届出のあつた者が保護を要する者であると認めた場合においては、とりあえず必要な応急の措置を講じなければならない。

2 警察官は、前項の措置をとつた場合において、その者の家族等への手配等の措置を必要と認めるときは、直ちに、保護主任者（代行保護主任者を含む。以下同じ。）に報告（当該警察官が地域警察官であるときは、在署地域幹部経由）し、その指揮を受けなければならない。

3 警察官は、被保護者を同行する場合においては、人目に立たないようにする等被保護者の不利とならないように配慮しなければならない。

(保護の場所についての指示等)

第5条 保護主任者は、前条第2項の報告を受けたときは、被保護者の年令、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、引き続き保護を要すると認められる場合においては、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等必要な措置を講じなければならない。

- (1) 精神錯乱者 最寄りの精神科病院、救護施設又は保護室
- (2) 酩酊者（泥酔者を含む。） 保護室
- (3) 迷い人 交番、駐在所又は保護室
- (4) 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して医療施設に收容する必要がないと認められる場合にあつては、保護室とする。）
- (5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室
（保護の場所に関する特例措置）

第6条 保護主任者は、保護室に保護することができない場合又は保護室で保護することが適当でないと認められる場合においては、警察署内の宿直室、休憩室等被保護者を收容するのに適当と認められる場所において保護することができる。

（保護に当たる警察官の指定）

第7条 保護主任者は、被保護者を保護室に收容した場合は、被保護者の数、状況等を総合的に判断し、所要の警察官を指定して保護に当たらせなければならない。

（被保護者の住所等の確認措置）

第8条 警察官は、被保護者が、その住所若しくは居所および氏名（以下「住所等」という。）を申し立てることができないか、または申し立てても確認することができない場合であつて、他に方法がないと認めるときは、被保護者が拒まない限り、保護主任者の指揮を受けて、第5条および第6条に規定する保護の場所において、立会人を置き、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所等を確認するための措置をとることができるものとする。

（事故の防止）

第9条 警察官は、保護に当つては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己または他人の生命、身体または財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意しなければならない。

（危害防止の措置）

第10条 警察官は、警職法第3条第1項第1号もしくは酩酊者規制法第3条第1項または第21条各号のいずれかに該当する被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己または他人の生命、身体または財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため、他に方法がないと認めるときは、真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることができるものとする。この場合においては、緊急を要する状態にあつて、いとまがない場合を除き、保護主任者の指揮を受けなければならない。

（危険物および貴重品の保管）

第11条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己または他人の生命、身体または財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、第9条の事故を防止するため、真にやむを得ないと認められるときは、当該危険物を保管するものとする。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行なわなければならない。

2 警察官は、被保護者に所持させておいては、紛失または破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても、つとめて保管するようにするものとする。

3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受け、第5条および第6条に規定する保護の場所において、立会人を置いて行なわなければならない。

4 第1項または第2項の規定により保管した危険物または現金その他の貴重品は、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合または保護を解く場合においては、その引取人または本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては、当該関係機関に引き継がなければならない。

(保護室における危害予防の特例措置)

第12条 警察官は、警職法第3条第1項第1号若しくは酩酊者規制法第3条第1項または第21条各号のいずれかに該当する被保護者を保護室で保護する場合において、当該保護者が暴行し、自殺しようとする等自己または他人の生命、身体または財産に危害を及ぼす事態にあり、真にやむを得ないと認められるときは、保護主任者の指揮を受け、被保護者が保護室を離れないようにするため、かけがね等を使用することができるものとする。

(異常を発見した場合の措置)

第13条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、直ちに、その状況を保護主任者を経て警察署長に報告しなければならない。被保護者から、異常の訴えまたは処遇上の申し出等があつた場合においても、また同様とする。

2 警察署長は、被保護者について死亡その他重大な事故があつたときは、直ちに、その状況を本部長に報告するとともに、被保護者の家族等および関係機関に通知しなければならない。

(被保護者の引渡しおよび解除)

第14条 保護主任者は、警職法第3条第1項各号または酩酊者規制法第3条第1項に該当する被保護者の住所等が判明した場合は、すみやかにその被保護者を家族等に引き渡し、引取人のない場合であつても保護の必要がなくなつたと認められるに至つたときは、直ちに、その保護を解かなければならない。

(関係機関への引継ぎ)

第15条 保護主任者は、警職法第3条第1項各号のいずれかに該当する被保護者が引き続き保護を要する者であつて、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、警察署長の指揮を受けて、次に定めるところにより、速やかに措置しなければならない。

(1) 被保護者が病人、負傷者等である場合は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。

(2) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合は、前号に掲げる場合であつても、同法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。

2 前項第1号の規定により被保護者を引き継ぐ場合は、引継書(様式第1号)に所要事項を記載して行うものとする。

(被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置)

第16条 警察官は、被保護者が少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項各号のいずれかに該当する少年であることが明らかとなつた場合においては、当該少年について、少年警察活動に関する訓令(平成15年京都府警察本部訓令第7号)の定めるところにより、少年補導を行うものとする。

2 警察官は、被保護者が保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかとなつた場合においては、児童福祉法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談

所に通告しなければならない。

3 警察官は、被保護者が売春防止法（昭和31年法律第 118号）第34条第 3 項の規定による要保護女子であることが明らかとなった場合においては、当該被保護者が少年であつて、第15条第 1 項第 2 号又は前 2 項の規定により関係機関に送致し、又は通告する措置をとつた場合を除き、最寄りの婦人相談所又は婦人相談員に通知しなければならない。

（被保護者と犯罪の捜査等との関係）

第17条 警職法第 3 条第 1 項各号または酩酊者規制法第 3 条第 1 項に該当する被保護者が、罪を犯した者であることまたは少年法第 3 条第 1 項第 2 号もしくは第 3 号に該当する少年であることが判明した場合であつても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べまたは調査をしてはならない。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（許可状の請求）

第18条 保護主任者は、警職法第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当する被保護者を、24時間をこえて引き続き保護する必要がある場合は、保護期間延長許可状請求書（様式第 2 号）に所要事項を記載し、警察署長の指揮を受けて、警職法第 3 条第 3 項ただし書の規定による許可状を請求しなければならない。

（簡易裁判所への通知）

第19条 警職法第 3 条第 5 項および酩酊者規制法第 3 条第 4 項の規定による簡易裁判所への通知は、警察署長が毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間に取り扱つた保護事件を保護通知書（様式第 3 号）に記載して行なうものとする。

（知事又は保健所長への通報）

第20条 精神保健福祉法第23条の規定による知事への通報又は酩酊者規制法第 7 条の規定による保健所長への通報は、警察署長が通報書（様式第 4 号）に所要事項を記載して行うものとする。

（児童の一時保護等）

第21条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔であるなどやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行し、又は引致すべき者等を保護室に一時収容することができる。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
- (2) 少年法第13条第 2 項（同法第26条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、同行状を執行する場合
- (3) 少年法第26条第 1 項の規定により、家庭裁判所の決定を執行する場合
- (4) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条第 2 項若しくは第90条第 5 項又は少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第 2 項若しくは第79条第 5 項の規定により、少年院又は少年鑑別所の長から援助の求めを受けて連れ戻す場合
- (5) 更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第 6 項の規定により、引致状によつて引致する場合
- (6) 売春防止法第22条第 3 項（同法第27条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、収容状又は再収容状を執行する場合
- (7) 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第16条の規定により、婦人補導院から逃走した者を

連れ戻す場合

(8) 精神保健福祉法第39条第2項の規定により、精神科病院の管理者から探索を求められて発見した無断退去精神障害者の一時的保護を行う場合

(9) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「心神喪失者等医療観察法」という。）第75条第2項の規定により、裁判所から所在の調査を求められて発見した同行状が発せられている心神喪失者等所在調査対象者の一時保護を行う場合

(10) 心神喪失者等医療観察法第99条第4項の規定により、指定入院医療機関の管理者から所在の調査を求められて発見した指定入院医療機関無断退去者の一時保護を行う場合

2 前項の場合においては、第3条から第7条まで及び第9条から第13条までの規定を準用する。

（保護カード）

第22条 警察官は、第4条第1項又は前条の規定による措置を講じた場合は、速やかに保護カード（様式第5号）を作成し、保護の状況及び経緯を明らかにするとともに、保護主任者に報告しなければならない。

（保護室の設置及び構造設備等の基準）

第23条 警察署には、被保護者の数、状況等を勘案して、所要の保護室を設置するものとする。

2 保護室の設置に当っては、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 留置施設と別個に設けること。

(2) 道路その他外部から見とおすことができない構造とすること。

(3) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。

(4) 扉、窓その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとする。

3 保護室には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておくものとする。

（被保護者の総合保護）

第24条 中京警察署の保護室は、被保護者を収容する特別の施設とし、これを総合保護センター（以下「保護センター」という。）と称する。

2 警察署長は、被保護者のうち、保護センターにおいて保護することが適当と認められるものについては、中京警察署長にあらかじめ連絡して、その保護を委託するものとする。

3 中京警察署長は、前項の規定による連絡を受けた場合において、保護センターにおける被保護者の数、状況等を勘案し、収容可能なときは、これを受諾するものとする。

4 被保護者の保護を委託しようとする警察署長又は中京警察署長は、その保護の委託又は受託について、生活安全部長に調整を求めることができる。

5 第2項の規定により、中京警察署長に保護を委託する警察署長は、必要事項を記載した保護委託書（様式第6号）を添えて、被保護者を移送するものとする。

附 則

この訓令は、昭和35年6月1日から施行する。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

殿

警 察 署 長 印

担当	係	電話	
----	---	----	--

引 継 書

次の者を警察官職務執行法第 3 条第 2 項の規定により引き継ぎます。

住 所 職 業 氏 名 年 齢	年 月 日生 (歳)
保護の理由	
参考事項	

様式第 2 号

年 月 日	
簡易裁判所裁判官 殿	
警察署	
階級 氏名	
(印)	
保護期間延長許可状請求書	
警察官職務執行法第 3 条第 4 項の規定に基づき、次の者に対する保護期間 延長許可状の発付を請求します。	
住 所 職 業 氏 名 年 齢	年 月 日生 (歳)
保護開始の 年 月 日 時	年 月 日 午 前後 時 分
延長を求め る 期 間	年 月 日 午 前後 時から 年 月 日 午 前後 時まで
保護の場所	
保護延長を 必要とする 理由	

様式第3号

第 号 年 月 日 簡易裁判所 御中 京 都 府 警 察 署 長 印 <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">担当</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">課 係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">電話</td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">保 護 通 知 書</p> <p style="text-align: center;">警察官職務執行法第3条第5項及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等 に関する法律第3条第4項の規定により、次のとおり通知します。</p>				担当	課 係	電話	
担当	課 係	電話					
被 保 護 者	住所 職業 氏名 (歳)						
引渡し又は 引継ぎ先	住所又は所在地 被保護者 氏名又は名称 との関係						
保護の理由	警察官職務執行法第3条第1項第1号・第2号・酩酊者						
保 護 日 時	月 日 午 前 後 時	解除・引 継ぎ日時	月 日 午 前 後 時				
被 保 護 者	住所 職業 氏名 (歳)						
引渡し又は 引継ぎ先	住所又は所在地 被保護者 氏名又は名称 との関係						
保護の理由	警察官職務執行法第3条第1項第1号・第2号・酩酊者						
保 護 日 時	月 日 午 前 後 時	解除・引 継ぎ日時	月 日 午 前 後 時				

(継続紙)

被保護者	住所 職業 氏名 (歳)		
引渡し又は引継ぎ先	住所又は所在地 氏名又は名称		被保護者との関係
保護の理由	警察官職務執行法第3条第1項第1号・第2号・酩酊者		
保護日時	月 日 午前 時 後	解除・引継ぎ日時	月 日 午前 時 後
被保護者	住所 職業 氏名 (歳)		
引渡し又は引継ぎ先	住所又は所在地 氏名又は名称		被保護者との関係
保護の理由	警察官職務執行法第3条第1項第1号・第2号・酩酊者		
保護日時	月 日 午前 時 後	解除・引継ぎ日時	月 日 午前 時 後
被保護者	住所 職業 氏名 (歳)		
引渡し又は引継ぎ先	住所又は所在地 氏名又は名称		被保護者との関係
保護の理由	警察官職務執行法第3条第1項第1号・第2号・酩酊者		
保護日時	月 日 午前 時 後	解除・引継ぎ日時	月 日 午前 時 後
被保護者	住所 職業 氏名 (歳)		
引渡し又は引継ぎ先	住所又は所在地 氏名又は名称		被保護者との関係
保護の理由	警察官職務執行法第3条第1項第1号・第2号・酩酊者		
保護日時	月 日 午前 時 後	解除・引継ぎ日時	月 日 午前 時 後

様式第4号（第20条関係）

第 号 年 月 日					
殿					
警 察 署 長 印					
<table border="1"><tr><td>担当</td><td>係</td><td>電話</td><td></td></tr></table>		担当	係	電話	
担当	係	電話			
通 報 書					
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第23条 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号） 第7条の規定により、次のとおり通報します。					
被 保 護 者	住所 職業 氏名 年 月 日生（ 歳）				
発 見 の 日 時					
発 見 の 場 所					
保 護 の 場 所					
精神障害者又は アルコール慢性 中毒者と認めら れた具体的状況					
参 考 事 項					

注 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第5号

署長	副署長	保護主任者 (生活安全課長)	代行保護 主任者	生活安全 課長代理	生活安全 係長
			課長	課長代理	係長

年 月 日 廃棄

作成者	係名	印
	階級	
	氏名	

保 護 カ ー ド

被保護者	住 所	(電話番号)			
	氏 名		職 業		
	年 齢	年 月 日 生 (歳)	性 別	男 女	
発 見 日 時	年 月 日 午 前 後 時 分	発見者 (連絡先)	()		
発 見 の 場 所	⑦民家①旅館②酒場③駅構内④警察内⑤交通機関内⑥公園⑦道路上⑧山野⑨その他 ()				
保 護 の 種 別	⑦泥酔者 ①精神錯乱者	②迷い子 ③病人 ④負傷者 ②認知症 ③その他 ()	②酩酊者	②その他 ()	
保 護 の 根 拠	⑦警職法第3条 第1項第1号	①警職法第3条 第1項第2号	②酩酊者規制法	③その他 ()	
保 護 の 理 由 及 び 状 況 等					
保 護 開 始 日 時	月 日 午 前 後 時 分	保 護 着 手 者	階級	氏名	
保 護 室 収 容 日 時	月 日 午 前 後 時 分	取 扱 者	階級	氏名	
保 護 の 場 所	⑦保護室 ①相談室 ②宿直室 ③その他の警察署内執務室 () ④交番・駐在所 ⑤その他 ()				
保 護 解 除	日 時	月 日 午 前 後 時 分 解 除 ・ 引 継 ぎ			
	解 除	⑦ 単独帰宅・自宅搬送 ④ 家族・親族・知人・その他の関係者			
引継先	⑦ 適正な公衆保健又は 公共福祉のための機関		⑤ 公の機関		市町村・保健所・精神科病院・福祉事務所 ・児童相談所・その他 ()
保 護 の 期 間	⑦ 3時間以内 ⑧ 6時間以内 ⑨ 12時間以内 ⑩ 24時間以内 ⑪ 2日 ⑫ 3日 ⑬ 4日 ⑭ 5日				
傷 病 の 部 位 状 況 そ の 他 注 意 事 項	傷病の有無 (有・無) 有の場合 (傷病の部位・状況 :) その他注意事項				

保 管 品										保 管 金				
品 名			数 量		品 名			数 量		金 額				
保管金品保管者										保管金品返還				
係名			係名		係名			係名		上記の金品を受領しました。				
階級			階級		階級			階級		月 日				
氏名			氏名		氏名			氏名		氏 名				
給 食 欄														
1			2			3			4			5		
朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕
知 事 保健所長 通報			月 日		受診病院			受診結果						
延長許可状		(月 日)			まで延長許可 簡易裁判所 裁判官)			簡易裁判所保護通知			月 日			
保護バンド等使用日時														
月 日 午 前後 時 分 から 月 日 午 前後 時 分 までの間														
記 事														
保護されていた を 月 日 午 前後 時 分 引き取りました。														
住 所														
被保護者との関係														
氏 名														
電話番号														

様式第6号

署長	副署長	保護主任者 (生活安全課長)	代行保護 主任者	生活安全 課長代理	生活安全 係長
			課長	課長代理	係長

年	月	日	廃棄
---	---	---	----

京都府中京警察署長 殿

第 号
年 月 日
京都府 警察署長
(保護主任者： ㊸)

保 護 委 託 書

次の者の保護を委託します。

被保護者	住 所	(電話番号)			
	氏 名	職 業			
	年 齢	年 月 日生 (歳)	性 別	男	女
発 見 日 時	年 月 日	前 時 分 後	発見者 (連絡先)	()	
発 見 の 場 所	㊶ 民家 ㊷ 旅館 ㊸ 酒場 ㊹ 駅構内 ㊺ 警察内 ㊻ 交通機関内 ㊼ 公園 ㊽ 道路上 ㊾ 山野 ㊿ その他 ()				
保 護 の 種 別	㊶ 泥酔者 ㊷ 精神錯乱者	㊸ 迷い子 ㊹ 病人 ㊺ 負傷者 ㊻ 認知症 ㊼ その他 ()	㊽ 酩酊者	㊾ その他 ()	
保 護 の 根 拠	㊶ 警職法第3条 第1項第1号	㊷ 警職法第3条 第1項第2号	㊽ 酩酊者規制法	㊾ その他 ()	
保 護 の 理 由 及 び 状 況 等					
保 護 開 始 日 時	月 日	前 時 分 後	保 護 着 手 者	階級	氏名
総 合 保 護 セ ン タ ー 到 着 日 時	月 日	前 時 分 後	移 送 者	階級	氏名
保 護 解 除	日 時	月 日 前 時 分 後 解 除 ・ 引 継 ぎ			
	解 除 引 継 先	㊶ 単独帰宅・自宅搬送 ㊷ 家族・親族・知人・その他の関係者		市町村・保健所・精神科病院・福祉事務所 ・児童相談所・その他 ()	
再 移 送	月 日	前 時 分 後	移 送 者	階級	氏名
保 護 の 期 間	㊶ 3時間以内 ㊷ 6時間以内 ㊸ 12時間以内 ㊹ 24時間以内 ㊺ 2日 ㊻ 3日 ㊼ 4日 ㊽ 5日				
傷 病 の 部 位 状 況 そ の 他 注 意 事 項	傷病の有無 (有・無) 有の場合 (傷病の部位・状況：) その他注意事項				

(表)

整理番号

保 管 品				保 管 金
品 名	数 量	品 名	数 量	金 額

保管金品保管者		保管金品返還	
係名	係名	上記の金品を受領しました。	
階級	階級	月 日	
氏名	氏名	氏 名	

給 食 欄

1			2			3			4			5		
朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕

知 事 保健所長 通報	月 日	受診病院	受診結果
----------------	-----	------	------

延長許可状	月 日 まで延長許可 (月 日 簡易裁判所 裁判官)
-------	-----------------------------

保護バンド等使用日時
 月 日 午 前後 時 分 から 月 日 午 前後 時 分 までの間

記 事

保護されていた を 月 日 午 前後 時 分 引き取りました。

住 所

被保護者との関係

氏 名

電話番号